清瀬市都市計画マスタープラン(案)に対して提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方

令和元年 10 月 1 日から 10 月 29 日までの間、清瀬市都市計画マスタープラン(案)に対する意見募集を行った結果、9 人の方から 20 件の意見が提出されました。

そこでこれらの意見を適宜要約し、項目ごとに整理した上で、意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、清瀬市パブリックコメント実施要綱第8条及び第9条の規定により次のとおり公表します。

No	項目	意見等の概要	件数	回答
1	全般	今回のマスタープラン案そのものは良い内容だと	1	今回、計画の改定を行うにあたって、市民からのご意見
		思う。同じように、20年前のマスタープランも良		などをいただくため、無作為抽出によるアンケート調査
		かったが、実現できなかったことも多々あったの		や市民ワークショップなどを実施し、市民参加による改
		ではないか。		定を進めてきたところです。
		何がうまくいかなかったのか検証し、その結果を		なお、現行のマスタープランの検証については、市の課
		公開してはどうか。結果を明らかにすることで、そ		長級で構成される庁内検討委員会及び学識経験者や公
		の失敗踏まえ今回のプランにはどう反映させれば		募した市民などによって構成される見直し検討委員会
		よいか、手掛かりが得られるのではないか。それに		にて実施し、検証結果を踏まえて改定を行っておりま
		よって市民の協力も得られやすくなるし、それこ		す。
		そが本当の市民参画(=市民との協働による都市		今後とも情報提供を行いながら、市民との協働による都
		づくり)を実現する方法だと思う。		市づくりを推進して参ります。
2	全般	本書に示されている方針図は清瀬市の将来のある	1	都市づくりは実現までに長い時間がかかります。20年
		べき姿を示したものと理解した。そしてこのプラ		間で確実にできることだけを都市計画マスタープラン
		ンは本市の20年後の将来を見据えた都市づくりで		に記載することにしてしまうと、目指すべき都市の将来
		あると説明されている。しかし、今後20年間で方		像が見えにくくなってしまう恐れがあります。
		針図のすべてが完成するものではないように読め		また、都市計画道路については、20年間で事業の優先順
		る。20 年後の状況を予想した図面が必要ではない		位が変わることもあるため、プランの中で実現するもの
		か。特に、都市計画道路について、今後20年間で		としないものを明確に分類することは難しいと考えま
		実現するもの、しないものを明確に示してほしい。		す。

No	項目	意見等の概要	件数	回答
3	第2章	土地利用方針について、沿道利用検討地には何が	1	沿道利用検討地は、今後整備される都市計画道路の沿道
	分野別方針	建つのか。市内にお店が少ないので、そこにスーパ		について、地域の状況などに合わせて、地区幹線道路沿
		ーやファミリーレストランなどのお店が建つよう		道にふさわしい土地利用を検討していくものです。
		にしてほしい。		道路の整備に合わせて地域のみなさまと検討して参り
				ますが、ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。
				 P13「今後整備される都市計画道路の沿道については、
				整備時期や社会経済情勢の変化などを踏まえながら、地
				区計画制度を活用し、隣接する住宅地や農地などの後背
				地の環境への配慮をしつつ、各都市計画道路の沿道にふし
				さわしい土地利用を図ります。」
4	第2章	 清瀬駅の北口はせっかく歩道が整備されているの	1	P29 3-1-3(2)①において、「清瀬駅北口周辺は、商業・
	分野別方針	に、薬局やコンビニばかりで人通りが少ないと感		サービス施設や事務所などの集積に努めつつ、にぎわい
		じる。もっとにぎわいの出るようなお店を誘致し		を創出できるよう土地利用のあり方について検討しま
		てほしい。		す。」としております。
5	第2章	・農地のミニ開発により、行き止まり道路となる事	2	開発指導の中で、防災上・防犯上の観点から行き止まり
	分野別方針	例がある。防災上危険であるため、行き止まり道路		道路にならないような指導をしているところですが、開
		とならないように指導してほしい。		発許可権者が東京都であることから、東京都に要望をす
		板橋区では行き止まり道路の緊急避難路を確保す		るとともに、他市の事例も研究して参ります。
		る事業(行き止まり道路の緊急避難路整備事業)を		
		行っている。この事業は近隣の庭先や建物間の隙		
		間を利用して緊急時に利用できる避難路を確保し		
		ようとするものである。敷地内通路を設けて問題		
		を解決する指導をしてほしい。		
		・農地のミニ開発で、旗竿敷地となっている部分が		
		駐車場として使われており、人の出入りは自動車		

No	項目	意見等の概要	件数	回答
		の隙間をすり抜けて行われている。		
		火災等の災害を想定しても危険な住宅地であり、		
		研究課題として取り上げてほしい。		
6	第2章	都市計画道路新設にあたっては無電柱化してほし	1	P40 3-4-3(2)②において、東3·4·17 号線(下清戸線)
	分野別方針	い。東京電力、NTT、その他に協力をお願いするべ		及び東 3・4・26 号線(久米川駅清瀬線)の整備の際に
		きである。		は無電柱化を進めると記載しております。その他の都市
				計画道路についても、関連する企業と協力しながら、無
				電柱化を推進して参ります。
7	第2章	清瀬市は、自然災害もほとんどなく、都内からもそ	1	市として、みどりを保全するという方向性を、P19 2-3
'	分野別方針	う遠くなく住みやすいところなので、これ以上、緑	1	都市環境の形成方針の中で記載をしております。
	71 E1 7/1/1 E1	をなくすことなく、現状を維持してほしい。		
8	第2章	市の人口増加を目指し、若い世代をとりいれる暮	1	
	分野別方針	らしやすい環境作りとして、幼児、子供の遊び場・	-	園・緑地の整備の「(1)市民ニーズに対応した公園整備と
		大人の憩いの場である中央公園の整備してほし		適切な維持管理」にて記述しており、市民との協働によ
		V'o		り、市民ニーズを踏まえた公園整備や市民の共通の「庭」
		公園全体が雑草まみれであり、そこら中に自転車		という認識を高め、市民の主体的な維持・管理の機運を
		が置かれていて危ない。きれいに整備されていれ		高めることとしています。
		ば、汚したりいい加減な動作はできなくなると思		
		う。		
9	第2章	P21 2-3-4 「(5)地域住民による主体的なまちづく	1	第4章においても「地区まちづくり計画」について説明
	分野別方針	りの推進」の文章が理解しにくい。「地区固有の課		しておりますが、より分かりやすい表現とするため、ご
		題」とは何か、誰がどのように課題を見つけるのか		意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。
		程度の説明は必要ではないか。「地区まちづくり計		
		画」についても第 4 章で説明されているが、この		P21「地域住民が主体となって地域の課題を解決する手
		章でも多少の説明は必要ではないか。		段として、清瀬市住環境の整備に関する条例に地区まち

No	項目	意見等の概要	件数	回答
				づくり協議会の設立や地区まちづくり計画の提案に関
				する制度を定めています。
				地区まちづくり協議会の設立支援や、協議会の設立後に
				専門家の派遣、技術的な支援を行うことで、地区まちづ
				くり計画の作成を支援し、地域住民が主体となった都市
				づくりを推進します。」
10	第2章	清瀬駅周辺のマンションでは、駐車場は戸数の 50%	1	清瀬駅周辺は、地区まちづくり方針で「清瀬駅北口につ
	分野別方針	という原則に従っているケースが少ないせいか、		いては、駅前のみどりの空間を保全しつつ、地区計画を
		月極めの青空駐車場が設置され、植栽もなく、殺風		運用しながら市の玄関口にふさわしいまち並みの形成
		景な景観が広がっている。		を図ります。」「清瀬駅南口については、駅前交通広場の
		マンション建設では、駐車場は戸数の 50%という原		整備などに合わせて、みどりの創出を図ります。」とし
		則を守らせること。青空駐車場には、最低限の植栽		ており、清瀬駅周辺地域の緑化については、今後検討し
		を施すよう指導するなどの景観施策が必要であ		て参ります。
		る。		
11	第2章	ブロック塀は地震等の災害の時、倒壊などの危険	1	安全な避難路の確保については、P23、2-4-1 災害に強
	分野別方針	性がある。		い市街地の形成 (1)避難路などの整備で言及していま
		塀の生垣化に対しては市の補助制度があるが、維		す。地域の安全性の向上に加え、みどりの保全・創出の
		持管理等に費用が掛かる等の問題がある。		視点から、地域での景観づくりの取り組みを市民ととも
		東京都による木の塀に対する補助制度や、塀を設		に進めるなど、多角的に検討してくことが必要と考えて
		けず、きれいな庭を道行く人に見せているといっ		おります。
		た事例についても注目していく必要がある。		
12	第2章	P24 2-4-4 「(1)空き家対策の推進」について、不	1	空き家対策には、所有者向けのセミナーやワンストップ
	分野別方針	動産関連事業者との連携で、空き家の賃貸が促進		相談窓口などを実施し、空き家の発生抑制・有効活用・
		されるかもしれないが、それは営利事業として成		適正管理に関する普及啓発の取り組みが必要であると
		立する場合である。		考えております。また、地域活性化や地域課題の解消の
		空き家対策には、地域住民のために有効活用する		ためには、地域住民との連携も必要と考えますので、ご

No	項目	意見等の概要	件数	回答
		ことも入っているはず。空き家が市の仲立ちによ		意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。
		り有効に活用されれば、そこを拠点に人と人が繋		
		がり、人にやさしいまちづくりができるのではな		P24「…所有者に対して適正な管理を促すとともに、空
		いか。ハード面以上にソフト面の活性化を考えて		き家発生の未然防止や有効活用のための取り組みを市
		いただきたい。		民や不動産関連事業者などと連携して進めます。」
13	第3章	地域別方針で隣り合う地域の区分を緩やかな区分	1	隣り合う地域の区分は、まちの連続性を踏まえ、緩やか
	地域別方針	にすることは、とても良いと思うが、重なりが大き		な区分としましたが、各地域に重複する箇所があること
		過ぎる。重なりを小さくした方が良いのではない		から、ご意見を踏まえ、各地域別方針図を修正いたしま
		カゝ。		す。
14	第3章	・清瀬駅周辺地域の方針の中に東3・4・14 号線が	2	現時点では、市内のすべての都市計画道路は必要である
	地域別方針	位置づけられているが、以下の理由からこの計画		と考えております。一方で、都市計画道路の在り方につ
		道路は都市計画道路からははずすべきと考える。		いて、東京都と協働で検討を進めているところですの
		1. 現在、平行して東3・4・15の2号線が進行中で		で、ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。
		あり、秋津がスタート地点ということで埼玉県と		
		の関連もない。		都市計画道路の整備に関する箇所(P10, 16, 29, 32, 36)
		2.2040年には、清瀬市の人口予測で6万人台とな		に、都市計画道路の必要性の検証について追記しまし
		り、高齢化もさらに進行する。本計画の改定の背景		た。
		として、「公共交通機関の利用促進による自家用車		
		利用の抑制や再生可能エネルギーの活用による低		
		炭素社会の実現などの環境に配慮した低炭素まち		
		づくりへの取り組みが求められています。」とある		
		が、正反対の計画ではないか。		
		3. 市の財政状況が厳しいということであれば、多		
		額の出費が必要な都市計画道路の整備ではなく、		
		生活道路中心の道路行政を進めるべきである。		
		・清瀬駅の南口の駅前交通広場については 5,000		

No	項目	意見等の概要	件数	回答
		monk場を作るのではなく、パチンコ店の移転だ		
		けに止め、商店街は小規模な店が多いので「下北		
		沢」のような街として残していくのが適切な選択		
		だと考える。		
15	第3章	北部地域の地域特性の中で新座市の大規模商業施	1	新座市の土地区画整理事業は、北部地域に隣接している
	地域別方針	設の立地についての記述があることから、中部地		ため、直接的な影響が大きいことから記載しておりま
		域の地域特性の中で東所沢のサクラタウンと東久		す。ご指摘の施設については、将来整備される東3・4・
		留米市の上の原地区の大規模商業施設の立地の記		15 の 2 号線の付近に立地していますが、中部地域から
		述は必要だと思う。両方とも将来整備される東3・		は多少距離があるため、現段階では影響が少ないと考え
		4・15 の 2 号線(新東京所沢線)などの延長線上に立		ております。しかし、市域に関係があることから、ご意
		地している。		見を踏まえ、P9 将来都市構造図に記載するように修正
				いたします。
16	第3章	志木街道を特徴付けているのはケヤキ並木と点在	1	みどりあふれるうるおいのある都市景観の形成を図る
	地域別方針	する屋敷林と蔵であり、蔵は昔ながらの形、風情を		ためには、農地や雑木林、屋敷林など本市を特徴づける
		残していて、志木街道の景観を彩っている。		みどりの保全は必要と考えます。
		p36 「志木街道などに点在する屋敷林の保全に努		志木街道は、清瀬 10 景にも選ばれており、市内の代表
		めます。」は		的な景観の一つです。街道沿いの神社やお寺、蔵などが
		「志木街道などに点在する屋敷林や蔵の保全に努		それぞれに味のある表情を見せていることから、武蔵野
		めます。」に変更を希望する。		の面影を残す景観の保全という観点からも、ご意見を踏
		p39 「屋敷林の保全」は「屋敷林や蔵の保全」に変		まえ、以下のとおり修正いたします。
		更を希望する。		
		p40 「東3・4・7号線(府中清瀬線)沿道に点在す		P36「志木街道沿道などに点在する屋敷林をはじめとし
		る屋敷林の保全に努めます。」は、「東3・4・7号線		た景観資源の保全に努めます。」
		(府中清瀬線)沿道に点在する屋敷林や蔵の保全に		P39「・屋敷林などの保全」
		努めます。」に変更を希望する。		P40「東3・4・7号線(府中清瀬線)沿道に点在する屋
				敷林をはじめとした景観資源の保全に努めます。」

No	項目	意見等の概要	件数	回答
17	第4章	4-2 「『清瀬市住環境の整備に関する条例』による	1	地区まちづくり計画で定められる内容は、主に道路や公
	実現に向けて	都市づくりの推進」について、この条例は土地や建		園などの都市施設の配置について、建物の建て方や街並
		物が対象である。建物を建てる以外のまちづくり		みのルール、保存すべき樹林地を想定しております。
		はどうすればよいか。私は「スモークフリーのまち		
		づくり」を提案したい。		
18	その他	国連で取組んでいる SDGs (持続可能な開発目標)	1	今後の都市づくりを進めていく上で、SDGs の達成に向
		をもう少し積極的にマスタープランに取り入れて		けた取り組みの推進は重要であると考えており、市民が
		欲しい。		安心して住み続けられる持続可能な都市づくりについ
		大和田通信基地の周辺は、国有地が点在しており、		て、都市計画マスタープランの中に記載をしているとこ
		市が国から国有地を借りて、再生可能エネルギー		ろではありますが、より分かりやすい表現とするため、
		を生み出す施設を造る事も出来るのではないかと		ご意見を踏まえ、1-3 将来都市構造について、以下のと
		考える。		おり修正いたします。
				P7「…鉄道駅や主要な公共施設周辺などを「拠点」、拠
				点間を結ぶ道路などを「軸・ネットワーク」と位置づけ
				ています。
				拠点周辺においては、それぞれの拠点の特性を生かした
				まちづくりを進めつつ、拠点間のネットワークの形成を
				図り、市内及び隣接市との移動環境を高めることで、活
				力ある持続可能な集約型の都市構造の実現を目指しま
				す」。